

他県ナンバー・転入車両の車検を受ける方へ

納税証明書(継続検査用) が必要です。

○他県ナンバー

平成20年3月から誓約書での対応ができなくなります。

納税証明書がない場合は**車検を受けることができません。**

○転入車両

納税証明書がない場合

平成20年2月～

お客様ご自身で**課税庁へ連絡**をしていただきます。

当事務所窓口へ納税状況の連絡を依頼してください。



※ 4月1日時点で山梨ナンバーの車両の取扱いは変わりません。

山梨県発行の納税証明書がある場合 … 完納印で対応します。

山梨県発行の納税証明書がない場合 … 自動車税事務所で完納確認をしてください。

ご不明な点は自動車税事務所総務管理担当までお問い合わせください。

(問い合わせ先)
山梨県自動車税事務所
総務管理担当
笛吹市石和町唐柏1000-4
TEL 055-262-4662